

泉大津市議会令和4年第2回定例会会議事項

(そ の 2)

(令和4年6月24日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	4 5	泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正の件	3
同	4 6	令和4年度泉大津市一般会計補正予算の件	1 1

議案第45号

泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部 改正の件

泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

子どもの健康の保持及び増進並びに子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の助成期限を引き上げるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例（案）

泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第5条第3号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、子どもの健康の保持及び増進並びに子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の助成期限を引き上げるものであること。

1 改正内容

医療費の助成を受けることができる子どもの助成期限を満15歳となる年度の3月末日を経過するまでから満18歳となる年度の3月末日を経過するまでに引き上げるものであること。（第2条第1項及び第5条第3号関係）

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、令和4年10月1日から施行するものであること。

(2) 適用区分

この条例（案）による改正後の泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例（案）の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものであること。

泉大津市子どもの医療費の助成に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>満18歳</u>に達した日以後における最初の3月末日を経過するまでの者をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(入院等に係る助成対象期間)</p> <p>第5条 入院等に係る助成の対象となる期間は、その対象者の入院の日から退院の日までとする。ただし、次の各号に定める場合における当該期間の始期又は終期は当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 入院している対象者が<u>満18歳</u>に達した場合における助成の終期は、<u>満18歳</u>に達した日以後における最初の3月末日とする。ただし、当該日まで当該入院が継続している場合に限る。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>満15歳</u>に達した日以後における最初の3月末日を経過するまでの者をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(入院等に係る助成対象期間)</p> <p>第5条 入院等に係る助成の対象となる期間は、その対象者の入院の日から退院の日までとする。ただし、次の各号に定める場合における当該期間の始期又は終期は当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 入院している対象者が<u>満15歳</u>に達した場合における助成の終期は、<u>満15歳</u>に達した日以後における最初の3月末日とする。ただし、当該日まで当該入院が継続している場合に限る。</p>

議案第46号

令和4年度泉大津市一般会計補正予算

令和4年度泉大津市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,980千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,047,017千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		7,770,559	15,000	7,785,559
	2 国庫補助金	2,277,456	15,000	2,292,456
18 繰入金		1,742,846	11,980	1,754,826
	2 基金繰入金	1,706,212	11,980	1,718,192
歳 入 合 計		35,020,037	26,980	35,047,017

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		14,819,730	26,980	14,846,710
	2 児童福祉費	5,016,260	26,980	5,043,240
歳 出 合 計		35,020,037	26,980	35,047,017

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	7, 7 7 0, 5 5 9
18 繰入金	1, 7 4 2, 8 4 6
歳 入 合 計	3 5, 0 2 0, 0 3 7

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
15,000	7,785,559
11,980	1,754,826
26,980	35,047,017

歳 出

款	補正前の額	補正額
3 民生費	14,819,730	26,980
歳 出 合 計	35,020,037	26,980

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
14,846,710	15,000		11,980	
35,047,017	15,000		11,980	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 7,770,559	千円 15,000	千円 7,785,559

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	474,383	15,000	489,383
計	2,277,456	15,000	2,292,456

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,742,846	千円 11,980	千円 1,754,826

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 ふるさと応援基金繰入金	478,908	11,980	490,888
計	1,706,212	11,980	1,718,192

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	15,000	低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金支給事業補助金（その他世帯分）

節		説明
区分	金額	
1 ふるさと応援基金繰入金	11,980	ふるさと応援基金繰入金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 14,819,730	千円 26,980	千円 14,846,710

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	1,205,688	15,000	1,220,688	15,000			
6 子ども医療 助成費	240,724	11,980	252,704			11,980	
計	5,016,260	26,980	5,043,240	15,000		11,980	

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助及び交付金	15,000	4 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金支給事業（その他世帯分）	15,000	18 負担金、補助及び交付金	15,000
				低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（その他世帯分）	
11 役務費	1,980	1 子ども医療助成事業	11,980	11 役務費	1,980
19 扶助費	10,000			診療報酬審査支払事務手数料	1,000
				人材派遣料	980
				19 扶助費	10,000
				医療費	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

